

地域建設業経営強化融資制度について（債権譲渡の承諾）

公共工事を受注している中小・中堅元請建設業者の資金繰り対策に資することを目的に、受注業者が市と契約している工事請負代金債権の譲渡を、発注者である市が承諾することにより、これを担保にした債権譲渡先からの工事出来高に対する転貸融資、並びに金融機関から工事の未完成部分を含めた額までの融資が受けやすくなるよう保証事業会社が金融保証する「地域建設業経営強化融資制度」を導入することとします。これにより、蒲郡市公共工事請負契約約款第5条のただし書きに規定する「発注者の承諾」に係る事務運用は別紙のとおりです。（別紙参照）

（1）対象工事

蒲郡市が発注した工事で、出来高が2分の1以上と認められるもの
（年度末までに終了見込みの工事に限る。）

（2）対象となる建設企業

蒲郡市発注工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者

※「中小・中堅」の定義は、資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下のものとしします。

（3）実施開始日・期間

当面、令和8年3月末日までの措置とする。

（4）債権譲渡の範囲

工事請負代金債権額＝工事請負代金額－前払金又は部分払金

（5）債権譲渡先

事業協同組合等又は一般財団法人建設業振興基金が適当と認める民間事業者

※本制度を請負業者が利用した場合の代金支払先は債権譲渡先となる。

（6）その他 留意事項等

債権譲渡によって請負業者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないこと

【参考】蒲郡市公共工事請負契約約款 第5条（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。